

## 第2回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会

平成17年6月22日（水）

【堀部座長】 定刻になりましたので、ただいまから第2回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を始めさせていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。クールビズの時期ですので、適宜、上着、ネクタイ等をおとりいただくとよろしいのではないかと思います。

それでは、初めに今井総務副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【今井副大臣】 一言ごあいさつを申し上げます。各委員の先生方が、それぞれのお仕事で大変ご多用のところにもかかわりませず、こうしてご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。このところ、連日、住基本台帳の件については報道であちこちからあるわけですが、そういう意味では、この委員会で先生方にご議論をいただき、ご提言をいただくことを大変意義のあることだと思っておるわけでありませう。

前回の検討会では、各委員の皆様から、それぞれ現行の住民基本台帳、及び選挙人名簿の抄本の閲覧制度につきまして、さまざまな観点からご意見をちょうだいしたわけでありませう。主な意見をご参考までにお話しさせていただきますが、個人情報保護の観点から原則非公開とするなど法改正をするべきではないかというご意見もございました。世論調査や学術調査には一定の配慮が必要ではないかというご議論もありました。市町村の現場が混乱しないように全国一律のルールをつくるべきではないだろうかというご意見もちょうだいたしました。閲覧を利用している者など関係者からヒアリングを十分行うべきではないかというご意見。あるいは、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても見直しが必要ではないか。このような主なご意見があったかと思ひます。

本日は第2回目ということでございまして、前回の委員の皆様からちょうだいたしましたご意見や、全国の市区町村の協力をいただきまして実施した実態調査結果を踏まえまして、最初の論点整理につきましてご意見をちょうだいさせていただければと思ひている次第でございます。どうぞ忌憚のない率直なご意見やご指導を賜ればと思ひている次第でございます。よろしくお願いたします。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

議題に入ります前に、ご出欠を確認させていただきます。本日は清原委員が都合により欠席となっております。また、宇賀委員が少し遅れてお見えになる予定です。

ただいま、今井副大臣からごあいさつがありましたように、前回5月11日に第1回の検討会を開きました。そのとき、ご都合によりご出席いただけなかった委員の方を紹介させていただきます。主婦連合会事務局長の佐野真理子委員です。

【佐野委員】 佐野です。よろしくお願いいたします。

【堀部座長】 次に、読売新聞社の小田委員の人事異動の関係で、後任に読売新聞東京本社論説委員の飯田政之委員が就任されました。

【飯田委員】 飯田と申します。よろしくお願いいたします。

【堀部座長】 前回、それぞれの委員にお1人3分程度で住民基本台帳の閲覧制度等のあり方についてご意見を出していただきまして、ただいま今井副大臣がそれをおまとめになったわけですがけれども、前回ご欠席の佐野委員、今回初めてご出席の飯田委員にも、自己紹介を兼ねましてご意見をお出しいただければと思います。まず、佐野委員、いかがでしょうか。

【佐野委員】 主婦連合会の佐野と申します。主婦連合会という消費者団体の事務局にあります。

主婦連合会では、以前、「個人情報保護にかかわる消費者意識に関する調査研究」を実施したことがあります。そこの自由意見という欄を見ますと、本人の心当たりがないところからのダイレクトメールや電話勧誘に関するもので、本人の知らないところで個人情報が流用されることに対して許せない、迷惑、してほしくない、嫌だ、困るという拒否反応がすごく多く見られています。また、その事態については恐ろしいとか、怖いとか、危険を感じる、不気味、心配、不安と訴える意見もかなり出ております。この調査は実は1998年に行ったものです。今、この時点でもう一度この調査を行うとすると、さらにこういう意見が出てくるのではないかと思います。もちろん名古屋の事件もありますし、苦情の多い架空請求も、もしかしたら住民基本台帳が使われているのではないかという危惧もあります。

その中でこういうことを考えますと、住民基本台帳の閲覧というのは原則非公開と法改正をしていただきたいと思います。ただ、世論調査であるとか、学術調査であると公にとって必要な調査、そのまた線引きも難しいですが、その調査に関しては、いわゆるオプ

トインの方法をぜひ検討していただきたいと思います。つまり、手を挙げて、私はこの4つの情報を公開してもいい、それから学術調査などアンケート調査に協力するという方だけをピックアップして、それで特定な世論調査とか学術調査に使うということです。基本的にはやはり非公開にさせていただきたいと思いますので、ぜひその点のオプトインというところもこれから検討していただきたいと思います。

以上です。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

それでは、飯田委員、いかがでしょうか。

**【飯田委員】** 今もお話があったとおり、個人情報保護法の施行でプライバシー意識がかなり高まって、住民基本台帳及び選挙人名簿に今よりも何らかの制限が加わるのは時代の流れでもあり、それはやむを得ないことだと思っています。ただ、それによって今の制度で保たれていた公益性というのが損なわれてはならないんじゃないかというのが基本的なスタンスです。原則公開を原則非公開にというのはわかりやすい議論なんですが、それがあまり極端に振れると、いわゆる公益性の部分まで損なわれるんじゃないかと思います。

日本の国際競争力を保つためにも市場調査は必要だし、過去の膨大な記録の上に成り立っている学術調査も同様だと思います。特に私は16年半ぐらい政治記者をやってきたんですけれども、自分の携わってきた政治の分野では、近年、特に世論の動向というのが政策決定にかなり大きな比重を占めるようになっていきます。例えばけさもテレビでやりましたがけれども、無宗教の追悼施設を国がつくることについてどう考えるか。これは政府が世論調査をして決めることではないと思うんです。民間が正確な調査をすることが政策決定にも役立つんじゃないかと思うわけです。まさに正確な調査というのは、今のところ住民基本台帳、選挙人名簿に基づくランダムサンプリング調査しかない。そこで、どのように線を引くのかというのが、まさにこの検討会で問われているところではないのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の検討会の議事次第の4になりますが、調査結果報告について、資料1、資料2に基づいて説明をお願いしたいと思います。

それでは、山口企画官、お願いいたします。

**【山口住民台帳企画官】** 市町村課の山口でございます。私のほうから説明させていた

できます。

初めに資料の確認をさせていただきますけれども、席上のほうには配布資料一覧ということで、目次のついたものをお配りさせていただいております。それから、A3サイズの参考3、これだけは別にお配りをさせていただいております。最後に、本日ご欠席でございますが、三鷹市の清原委員のほうからご意見をちょうだいしております、席上配布をさせていただきます。

それでは、資料1、ページでいきますと1ページからでございます。閲覧制度に関する調査結果について10分程度でご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページのところに概要をおつけいたしております。この調査は、この検討会での検討に資するという目的で、全国の2,400市町村を対象に調査しています。調査の内容は大きく3つございまして、閲覧請求に対する審査の取り扱い。総務省のほうから、この2月、3月に厳格な審査の通知を出していますが、それに関する調査。それから、閲覧用のリストがどういった形で作られているか。そして、平成16年度の閲覧請求件数につきまして、その請求者別、あるいは請求事由別の内訳ということの調査でございます。

まず、審査の取り扱いにつきましては、2の(1)のところでございますけれども、条例を定めている団体が55団体(2.3%)、規則を定めている団体が40団体(1.7%)、要綱または要領を定めている団体が758団体(31.6%)でございます。

それから、(2)のところ、請求内容について事前に請求書を出させて内容を審査している団体が58.6%、事前に予約制をとっている団体が33.8%という内容となっております。(3)といたしまして、身分証明書等の提示を求めている団体が81.3%、事業者の場合に法人登記とか事業所の概要の提示を求めている団体が39.4%、(4)のところ、目的外利用の禁止等についての誓約書の提出を求めている団体が93.3%、世論調査や市場調査等の場合に、その調査の内容のわかる資料の提示等を求めている団体が64.4%。さらに、その成果物の提出まで求めている団体が27%。また、個人情報保護法が施行になったことも踏まえまして、プライバシーポリシー等の提示を求めている団体も33%ございます。また、閲覧によって書き写した個人情報について控えをとって確認を行っている団体が78.3%。控えまではとっていないが、目視により確認を行っている団体が13.4%ということになっております。

それから、いわゆる閲覧用リストの作成方法でございますが、住所順が26.5%、世帯順が25.6%、氏名順が9.5%等となっております。また、21団体でございますけれども

も、コンピューターの端末で閲覧を行わせている団体もございます。また、世論調査等、例えば1,000人の抽出データが必要であるという場合に、起点を決めまして、それを一定の、例えば何番置きという形で抽出リストを別途作成して、それを閲覧に供しているという団体が22.5%ございます。

それから、閲覧の請求件数でございますが、(1)のところ、従来、私どものほうは手数料のカウントの件数しかなかったわけでございますが、今回、実際の閲覧の請求書に基づいて、何件の請求があったかということで計算いたしますと、平成16年度の実績で約150万件でございます。請求者別の内訳で言いますと、公務員の公務上の請求が11.5%、特殊法人等の公的機関が6.0%、報道機関が0.6%、学術団体が0.8%、市場調査会社が10.3%、ダイレクトメール業者あるいはその他の民間事業者で62.2%となっております。

また、請求事由を明らかにしなくてよい、行政目的等を除いたところの事由別の内訳で言いますと、世論調査が8.1%、学術調査が0.7%、市場調査が11.3%、ダイレクトメールその他の営業活動が約70%というデータとなっております。

次の2ページからは、そのバックデータとなっております。資料が大部でございますので、ポイントだけ絞って見ていただければと思います。

3ページを見ていただければと思います。3ページの下のところの設問4、先ほどちょっとご説明した条例規則要綱についてのデータでございます。

次の4ページでございますが、上の設問5は事前審査についてのデータとなっております。下のほうが本人確認についてのデータとなっております。

次の5ページでございますが、法人登記等の提示を求めているかどうかについてのデータとなっております。

ちょっと飛ばさせていただきます、8ページをお開きいただけますでしょうか。いわゆる閲覧リストの作成方法につきまして、住所順、それから世帯ごとに区切っているもの、これが26.5%、25.6%、氏名のアイウエオ順が9.5%。それから、その他が35.2%となっておりますが、8ページの右のところ、その他の内訳といたしまして、例えば生年月日を基軸としているものが188団体、パーセントで言うと7.8%といった数字となっております。

ちょっと飛ばさせていただきます、手数料につきまして聞いているところがございます。11ページをお開きいただきまして、手数料をどういう単位でとって各団体が掛けて

いるかということで見ますと、請求件数と同じところが6.8%、時間制が5.7%、世帯ごとが14.3%、人数ごとが58.5%等の数字となっております。

手数料につきましては、ちょっと飛びますが、71ページ、参考9といたしまして、東京都のご協力をいただきまして、東京都内の市区町村についての手数料がどういう形で定めてあるかという形の一覧表をつけさせていただいております。参考9で見させていただきますと、写しの閲覧の一覧となっておりますが、特定の個人の方の閲覧をする場合には、一番上のところで言いますと、1世帯見るのに100円という手数料になっていると。それに対して、不特定多数を見る場合には、例えば時間単位で30分6,000円と、こういった形の手数料になっています。

上から8番目ぐらいから転記1人につき200円となっておりますが、最近の傾向として、いわゆる大量閲覧の場合に人数ごとに手数料を掛けるという団体が増えてきているということがある程度これでわかろうかと思えます。

もとに戻らせていただきまして、12ページをお開きいただければと思います。請求件数の請求者別の内訳でございます。先ほど見ていただいたとおり、公務員が11.5%となっております。ダイレクトメール業者が30.7%、その他の民間事業者が31.5%、これを合わせると62.2%ということになっております。

次の13ページでございますけれども、請求事由別の内訳という形で、市場調査が11.3%、ダイレクトメールその他の営業活動が69.9%という形でグラフ等もつけさせていただいております。

14ページから人口段階ごとに、1万人未満、1万人以上5万人未満、5万人以上10万人未満、10万人以上30万人未満、30万人以上50万人未満、50万人以上と6段階に分けてデータをとっております。14ページの設問4のところで見ますと、条例を制定するかどうかについては団体規模にあまり関係ございません。要綱・要領まで含めて、そういった取り決めをしているかどうかということであると、人口段階が多い団体のほうが定めているというのは見てとれるかと思いますが、一方で14ページの下のほうで事前審査等を行っているかどうかということに関して見ると、人口段階に関係なく、6割ぐらいの団体は事前審査を行っているということで、必ずしも人口段階に応じた有意な差はないのかなと考えております。

あと、人口段階のものにつきましては、説明のほうは省略させていただきまして、1つだけ、21ページ、請求件数の請求者別の内訳を人口段階ごとに見ますと、1万人未満の

団体では、公務員による職務上の請求の割合、数字が細かくて恐縮でございますが、43.2%となっておりまして、ダイレクトメールとか民間事業者のところは25%、9.4%ということで、1万人未満の団体においては、公務員の職務上の請求の割合が比較的高くなっているということが言えようかと思います。

次の22ページの上のほうに、それを帯グラフで示したものがございますけれども、それ以外の人口段階では、それほど大きな差はないような気がいたしますけれども、1万人未満のところについては、先ほど言ったようなことがうかがえるかなと考えております。

23ページからでございますが、今までの調査内容は5月1日時点のすべての市町村のデータでございます。23ページからは、その中から22団体についてご協力をいただきまして、もう少し詳しい調査を行っていただいております。各人口段階ごとに三、四団体ぐらいを抽出いたしまして実施した内容でございます。先ほどの請求者別内訳の中の公務員の職務上の請求のさらなる内訳という形で聞いております。警察が69.2%。当該市区町村の中の庁内閲覧という形で見ているのが9.7%、自衛隊が7.5%といった内訳となっております。

それから、先ほどのダイレクトメールの発送その他の営業活動についてのさらなる内訳ということで言いますと、塾、教材、その他の教育関係の案内が64.7%、幼稚園、保育園等の案内が13.3%、子供向けの商品が10.3%ということで、子供向けの営業活動が非常に多くなっているという結果になっております。

次の24ページでございますが、今回の検討会では、閲覧制度を中心に検討いただいているわけでございますけれども、公証制度という意味で、住民基本台帳法の中の住民票の写しの交付制度、あるいは戸籍の附票の写しの交付という制度がございます。これらについても、先ほどの22団体について、請求件数が非常にたくさんになりますので、今年の5月9日から13日の1週間分についてどういった請求がなされたかということについて抽出で調査をお願いしております。

概要としては、住民票の写しにつきましては3万2,000ほどの請求がございまして、本人、または同一の世帯の方がとったのが64.8%等の内訳となっております。公務員の職務上の請求の内訳としては、都道府県が27.1%等の内訳となっております。戸籍の附票の写しの交付につきましても、トータルで2,287件でございますが、内訳としましては本人等の請求が16.9%、公務員の請求が47.9%、弁護士、司法書士等の請求が26.4%、といった結果となっております。

以上、ちょっと早口で恐縮でございますが、概要についてご説明させていただきました。

【堀部座長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして出口補佐から「選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査結果」のご説明をお願いいたします。その後、あわせて質問等をいただければと思います。よろしくをお願いします。

【出口課長補佐】 出口でございます。私から選挙人名簿抄本の閲覧制度の調査結果の概要につきましてご説明をさせていただきます。

資料の30ページ、資料2をご覧くださいと思います。選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査は、全国2,400の市区町村対象の悉皆調査として実施いたしました。調査時点は平成17年5月1日現在でございます。

概要につきましては30ページでございますが、調査項目はさほど多くございませんので、それぞれの数字に基づいてご説明をしたいと思います。

まず、32ページの下段をご覧くださいと思います。「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務の取扱いについて要綱等を定めているか」ということについて尋ねましたところ、全体の約7割の団体が「定めている」と回答し、7.1%の団体が「検討中」と回答しております。なお、参考資料14といたしまして、千葉市の選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱を添付しておりますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

次のページをご覧くださいと思います。「選挙人名簿の抄本をどのような順番で編制しているか」という質問でございますが、「住所順」と回答した団体が約4割、「氏名の50音順」と回答した団体が18.3%、「選挙人名簿の登録者順」と回答した団体が2.4%でした。その他としては「地番順と50音順の組み合わせによる」といった回答がございました。

次の項目からは選挙人名簿の閲覧の申立てがあった際に、どのような方法によって本人確認ですとか、閲覧目的の確認を行っているかということに関する調査結果でございますが、「閲覧を行う際に書面の提出が必要とされていますか」と質問しましたところ、ほぼすべての大体、98.1%の団体が「必要」と回答いたしております。

次のページをご覧ください。「申立書の提出が必要」と回答しました団体に対しまして、記載すべき事項を尋ねましたところ、「申立者の氏名」、「住所」、「閲覧の目的」、「閲覧する選挙人の範囲」の順に記載すべきとした回答の割合が高くなっておりまして、いずれも9割を超えております。なお、「その他」といたしましては、「選挙人名簿の抄本の閲覧に



よって知り得た情報を閲覧の目的外に利用しない旨の誓約を求めている」といった回答がございました。

次に、選挙人名簿の抄本の閲覧に関して要綱等を定めている団体に対し、「閲覧を拒否すべき事由は何にしているか」と尋ねましたところ、「閲覧制度の趣旨を逸脱した不当な目的に使用されるおそれがある場合」と回答した団体が84.4%、「営利目的に利用されるおそれのある場合」と回答した団体が83.6%、「事務に支障をきたすおそれがある場合」と回答した団体が76.1%、「閲覧の目的を明らかにしない場合」と回答した団体が66.4%等となっております。「その他」としましては、「選挙管理委員会の指示に従わない場合」ですとか、「プライバシーや人権侵害のおそれがある場合」などの回答がございました。

次のページでございますが、「選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者が個人である場合に、その方の身分証明書等の提示を求めていますか」と質問しましたところ、64.4%の団体が「提示を求めている」と回答いたしました。なお、26.3%の団体は「必要ない」と回答いたしております。

次に、「選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者が政治団体である場合に、政治団体の設立届出書の写しが必要か」と質問しましたところ、約4割の団体は「提示が必要」と回答し、10.8%の団体は「検討中」と回答しております。約半数の団体は必要ないという回答でございました。

次のページでございますが、「実際に閲覧を申し立てた者が報道機関など、他の機関から委託を受けた者である場合に、委託を受けていることを証明するに足りる資料の提示や提出を求めていますか」と質問しましたところ、85%近い団体が「提示又は提出を求めている」と回答いたしております。

また、「選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者が特定の団体である場合に、実際に窓口に来た者がその団体の構成員であることを証明するに足りる資料の提示を求めていますか」と質問しましたところ、約3分の2の団体が「提示を求めている」と回答いたしました。約4分の1の団体は「必要ない」と回答いたしております。

次のページでございますが、「選挙人名簿の抄本を閲覧する目的が世論調査や学術調査などの場合に、その目的を証明するに足りる資料、例えば調査票等の提示や提出を求めていますか」と質問しましたところ、約4分の3の団体が「提示又は提出を求めている」と回答いたしております。

次に、「選挙人名簿の閲覧によって取得した個人情報の範囲をどのような方法によって

把握しているか」と尋ねましたところ、「コピーなど控えをとって把握している」と回答した団体が34.7%、「目視などで確認している」と回答した団体が32.7%でございました。

次のページは、選挙人名簿の大量閲覧を制限する手法として、一度に閲覧できる選挙人の数ですとか、閲覧できる時間に上限を設けているかという設問でございますけれども、上欄でございますように、「選挙人の数に上限を設けている」と回答した団体は146団体、下段でございますように、「時間に上限を設けている」と回答した団体は222団体となっております。

次のページをご覧くださいただければと思いますが、現行の公職選挙法は、市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本を閲覧に供するとともに、その他適当な便宜を供与しなければならない旨規定しておりまして、この便宜供与の方法としては、例えば閲覧のための場所を提供したりするほかに、謄写、すなわちコピーをすることも含まれているとされているところでございます。そこで、「選挙人名簿の抄本の謄写は可能ですか」と質問いたしましたところ、約4分の1の団体が「可能」と回答し、約7割の団体は「できない」と回答しているところでございます。

40ページをご覧くださいただければと思いますが、ここからは選挙人名簿の抄本の利用実態に関する調査結果でございます。平成16年度の実績値によって回答を求めています。平成16年度における選挙人名簿の抄本の閲覧の申立件数は2万3,925件でありまして、そのほとんど、99%に当たります2万3,695件の閲覧が許可をされております。閲覧の許可件数の内訳を申立者別に見ますと、報道機関からの申立てによるものが38.7%、国・地方公共団体、その他公共的団体からの申立てによるものが21.5%、公職の候補者、またはその予定者からの申立てによるものが15.9%、学術機関からの申立てによるものが9.0%、政治団体からの申立てによるものが5.2%、政党からの申立てによるものが2.7%となっております。なお、本来の目的でございます選挙人名簿の正確性確保に直接資する閲覧、すなわち本人等からの申立てによるものは3.7%にとどまっております。その他の者からの申立てによるものは3.3%でございますが、その主な内容はNPO法人からの申立てですとか、住民投票の関係者からの申立てによるものでございます。

次のページをご覧くださいただければと思いますが、本人等からの申立てによるものを除きました閲覧許可件数の内訳を事由別で見ますと、政治・選挙に関する世論調査のための閲覧が41.4%、公共的目的の意識調査のための閲覧が27.0%、選挙運動・政治活動のため

の閲覧が21.4%、政治・選挙に関する学術調査のための閲覧が5.6%となっております。その他の目的による閲覧が4.4%ございますが、その主な内容は捜査関係事項照会などでございます。なお、一番下でございますが、平成16年度におきまして選挙人名簿の修正に関する調査の請求は519件ございました。また、調査の請求に基づく補正登録は66件でございます。

42ページからは、ただいまご報告した調査結果を人口段階別に集計したものでございます。42ページの上段でございますように、要綱等を策定している団体は人口段階が上位の団体ほど割合が高くなります。人口1万人以上5万人未満の市町村にあつては7割の団体が、人口1万人未満の市町村にあつては約半数の団体だけが要綱を策定しているといったことになっております。

次のページをご覧くださいいただければと思います。「選挙人名簿の抄本の閲覧に際しまして書面の提出が必要か」ということにつきましては、人口段階にかかわらず、ほとんどの団体が「必要」と回答いたしております。

次に、「閲覧申立者が個人の場合に身分証明書等の提示が必要かどうか」については、人口段階と特段有意な関係は見出せておりません。

次のページでございますが、上段でございます「選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者が政治団体である場合に、政治団体設立届出書の写し等の提示が必要かどうか」、また、下段でございます「選挙人名簿の抄本の閲覧を申し立てた者が報道機関などから委託を受けた者である場合に、その委託を受けていることを証明する資料の提示又は提出を求めているかどうか」ということにつきましては、いずれも人口段階が上位の団体ほど「必要」と回答する割合が高くなっているところでございます。

次のページでございますが、「閲覧を申し立てた者が団体である場合に、その団体の構成員であることを証明するに足りる資料の提示又は提出を求めているかどうか」ということについては、特段、人口段階というのとは関係ございません。

次に、「抄本を閲覧する目的が世論調査や学術調査等の場合に、その目的を証明するに足りる資料の提示が必要かどうか」ということについては、人口段階が上位の団体ほど「必要」と回答する割合が高くなっているところでございます。

少し飛ばさせていただきますが、最後に47ページでございますが、上段でございます「1回当たりに閲覧できる選挙人の数に上限を設けているかどうか」、また、下段にあります「1回当たりに閲覧できる時間に上限を設定しているかどうか」とにつきましては、いず

れも人口段階が上位の団体ほど「上限を設定している」と回答する割合が高くなっているところがございます。

以上、「選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査結果」につきまして、その概要をご説明いたしました。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ただいま、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果」、それと「選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する調査結果」についてご報告していただきました。あわせて、何かご質問等があれば、ここでお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【稲葉委員】** 選挙人名簿のほうはおっしゃったんですけれども、住民基本台帳のほうは役所のほうから調査会社等に委託している場合、それはどういう扱いになっているのでしょうか。公務員、報道機関、市場調査会社等ありますけれども。

**【山口住民台帳企画官】** 住民基本台帳のほうについても、行政機関とかが調査会社に委託して調査を行っているケースもあろうかと思いますが、その内訳まで今回うまく調査ができておりません。そういう意味で、先ほどご説明しました調査会社が調査したものが相当数ございましたけれども、その中に一部、行政機関等からの委託を受けて、調査会社が実際に行っているものも含まれていると考えております。

**【堀部座長】** ほかにいかがでしょうか。

では、特にないようですので、次の議題に入らせていただきます。議事次第の5にあります「論点整理」についてであります。

まずは、資料3に基づきまして、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する論点整理（案）につきまして説明をいただきまして、その後、ご意見、ご質問等いただきたいと思っております。選挙人名簿につきましては、後ほど別途、ご意見をいただきたいと思っております。

まず、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する論点整理（案）」につきまして、山口企画官から説明をお願いいたします。

**【山口住民台帳企画官】** それでは、49ページ、資料3に基づきまして、事務局のほうで少し整理させていただきました論点についてご説明させていただきます。その後、適宜、参考資料のほうもご説明させていただきますと思っております。

まず、前回お示しした検討事項、「閲覧制度を存続させるべきか」、「存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか」等が四角で囲っているものでございます。それをもう少し分ける形で論点を○で示しております。前回の検討会で各委員からい

ただいたご意見の中で、そもそも個人情報保護の観点から見直すべきだ、原則と例外を逆転させるべきだというご意見が、先程副大臣からお話があったとおりあったわけでございます。そういうことで、まず、○の1つといたしまして、閲覧制度を住民基本台帳法の目的及び個人情報保護の観点からどのように考えるべきか。○の2つといたしまして、「何人でも閲覧を請求できる」という現行制度については、個人情報保護の観点から見直すべきか。3つ目の○といたしまして、閲覧制度を仮に廃止するといった場合においても、本人または同一の世帯の方については、自分の情報を見るという部分がございます。そういう意味で、本人または同一の世帯の者以外の閲覧の請求については仮に認めないということについてどのように考えるかと、ここでは3つ整理させていただいております。

それから、大きな2といたしまして、仮に存続させるとした場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきかということで、現行の閲覧制度上、省令で定めているものがございます。

○の1つ目でございますが、公務員が職務上の請求として行う場合という閲覧がございます。先ほどの調査結果にもかなり大きく出ていた部分でございます。これについて、まずどのように考えるべきか。

2つ目の○といたしまして、本人からの委任に基づき閲覧する場合、あるいは、契約の相手方の確認等、正当な利害関係人からの閲覧、そういったものについてどのように考えるべきか。

3つ目の○といたしまして、現行の制度上、弁護士、司法書士等の方につきましては、職務上の請求である場合については、請求事由を明らかにしなくてよいということになっているわけでございますが、こういった場合の閲覧についてどのように考えるべきか。先ほどの実態調査では、こういうケースはあまりないという結果にはなっております。

4つ目の○のところ、後ろの方に参考資料でつけておりますが、例えば熊本市の条例、昨年6月に条例をつくられて、8月から施行されています。そういった一部の自治体で条例で閲覧制度について定めている例で見ますと、具体的に氏名、住所等で特定されている方についての閲覧と、特定されていない不特定多数の閲覧、いわゆる大量閲覧について分けて制限をかけている団体がございます。そういう意味で、特定の者に係る閲覧と不特定多数の閲覧について分けて考えるべきかどうかという問題設定をさせていただいております。

5つ目の○といたしまして、前回ご議論もございましたが、公益性が認められるものの

例といたしまして世論調査、学術調査、こういったものについてどのように考えるべきかと。

その次の○で、仮に世論調査について認めるとする場合に、目的は世論調査ということであったとして、その主体についてどう考えるべきなのか。学術調査についても、同じくその主体についてどのように考えるべきなのか。

次のページに参りまして、前回の議論の中で世論調査、学術調査についてのご発言等あったわけですが、そういったものについて仮に認めるとする場合に、市場調査など他の統計的な調査といったものについてどう考えるべきなのか。そういった統計的な調査とは別に勧誘行為としてのダイレクトメールについてどのように考えるべきなのか。

その次の○につきましては、市場調査、あるいはダイレクトメールといったものについて仮に認めるとした場合に、その主体についてどう考えるべきなのか。この4月から個人情報保護法が施行されて、民間にもルールが、法律上の義務がかかっているわけですが、そういったものを遵守する事業者であれば認めるということでもいいのか。

それから、先ほど佐野委員からオプトインというお話がございましたけれども、仮に市場調査等について閲覧を認めることとする場合に、個人情報保護法の中でオプトアウトの制度が組み込まれておりますけれども、そういった場合には住民からの申し出により閲覧の対象から除外する仕組み、いわゆるオプトアウトといったものを設けるべきなのかどうかという論点でございます。

それから、大きな3つ目といたしまして、個人情報保護の観点から、どのような閲覧方法が考えられるのか。まずは先ほどの調査にもございましたが、閲覧用のリスト。もともと住民基本台帳は世帯ごとに編成するということになっております。そういう意味で調査結果でも住所順、あるいは世帯順というものが多かったわけでございます。ただ、一部の団体でそれを名前順、あるいは生年月日順等に変えているというところが出てきております。これにつきましては、先日、幹事の方々のご意見を伺わせていただいた際に、例えば名前順としたときに、例えばDV・ストーカーのような問題のときには、かえってわかってしまうのではないかと、名前順だから必ずしもいいというわけではないのではないかと。生年月日順だとまた別な観点からどうかと、そういったご意見も出されました。

それから、コンピューターの端末で閲覧を認めている団体が一部にはございます。これについてどう考えたらいいのか。

それから、3つ目の○といたしまして、先ほどの調査結果でもご説明しましたが、熊本

市さんの例で言いますと、例えば世論調査とか学術調査の場合には、閲覧日の5日前までに被閲覧者選択依頼書という書面を出していただいて、それをもとにして起点となるところと何番ごとにそれを抽出したらいいのかという指定をいただいて、そういった抽出リストを別途つくって、必要最小限の情報リストという形でお見せしています。自治体から見ると相当手間がかかるわけですが、そういったことをやっている団体もありません。

それから、「その他」のところでは挙げさせていただいていますが、現在、住民基本台帳法では、閲覧の対象事項は住民票記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所の4つに限定されております。これについては60年の改正、それから11年の改正で、こういうふうに制度上なったわけですが、60年のときの議論で言いますと、世論調査、学術調査といったものを考えると、本籍ですとか続柄といったのは除いて、この4情報に限定するのがいいのではないかとということで現行制度になったという経緯がありますが、これについてさらに絞るべきかどうか。

その次の○につきましては、不正な目的での閲覧や目的外利用を防ぐための仕組みや罰則等の担保措置についてどう考えるか。現行制度上は、これも60年改正で入れた規定ですが、10万円以下の過料という制度があります。

最後に、先ほど実態調査の中で閲覧制度との比較という観点から、住民票の写し、あるいは戸籍の附票についても調査をさせていただきましたけれども、公証制度という意味ですと、住民票の写しの制度等もありません。こういったものについてどのように考えるべきかという形で整理をさせていただいております。

先程、三鷹市の清原委員からご意見をちょうだいしているということでご紹介いたしましたが、席上にお配りさせていただいております。各委員の方には目を通していただければと思いますが、先ほどの論点の中のオプトアウトのところについては慎重な検討が必要になるのではないかとのご意見とあわせて、三鷹市のほうでは、現在、第三セクターである株式会社まちづくり三鷹というところで「みたか子育てネット」というサイトを運営されています。そういう観点から営業活動や市場調査のある部分は、必要な方に必要な情報を提供するという意味では、オプトイン的な発想も含めて検討が必要ではないかというご意見をちょうだいいたしております。

それから、参考資料について、ごく簡単にご説明をさせていただきます。54ページ、参考1でございます。前回、各委員から、そもそも住基法の目的から照らして閲覧制度は

どうなのかというお話がございました。前回の資料と若干ダブる部分がございますが、54ページ、住基法の目的ということで、関係するところとしては居住関係の公証ということでどこまで考えるのか。最終的には住民の利便の増進、あるいは国・地方公共団体の行政の合理化という観点から閲覧制度を位置づけるわけでございますが、それが今の利用実態との関係からどうなのかという検討が必要になろうかと考えております。

次の55ページは参考2ということで、現行法の中でどこまでどういう運用ができるのかということでございまして、先ほどの実態調査の中で法人等の概要の分かる資料やプライバシーポリシーとかをつけているかどうかを調査いたしました。現在、現行法の中でそういう指導等を総務省からも行わせていただいているというのを参考2として整理させていただきます。

それから、別とじで恐縮でございますが、参考3といたしまして、前回、いわゆる個人情報保護関連法との関係で、現行、住基法がどうなっているかというご指摘がございました。まだ必ずしも十分精査できていない部分もございまして、未定稿とさせていただきますが、参考3という形で、いわゆるOECDの8原則、個人情報保護法の個人情報取扱事業者の義務、行政機関個人情報保護法、それと住基法という形で比較表をつけさせていただきます。1ページのところで目的明確化の原則、あるいは利用制限の原則という観点で、それぞれ個人情報保護法、行政機関個人情報保護法で規定がございます。一方で、住民基本台帳のほうは1条の目的がございまして、写し、あるいは閲覧の規定があります。

行政機関個人情報保護法についてご説明させていただきますと、行政機関個人情報保護法の3つ目の○のところでございますが、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないということになっております。その例外規定が、その次の○のところで8条2項ということになりまして、例外規定が幾つかございます。その中の例えば3号で、他の行政機関への提供について相当な理由があるとき。それから4号で、例えば専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、そういったものが挙げられております。

住民基本台帳法について少しご説明させていただきますと、先ほどの目的との関係もございまして、現行の住民基本台帳法について言いますと、居住関係の公証という先ほどの目的との関係がございまして、写しの交付等については、住民票記載情報について提供しているわけでございますけれども、閲覧については4情報に限る形で、それをプライバシー



一の観点から一定の制限をかけておりますけれども、むしろそれを公開することによって住民の利便の増進等にも役立っているという整理になろうかと思えます。

参考までに、いわゆる住民基本台帳ネットワークについては本人確認情報というのを別途定義いたしておまして、提供先となる機関、それから事務といったものをすべて法令で限定して、目的外利用について禁止をしているという体系をとっております。

2ページ以降については、データ内容の原則、安全保護の原則等々について、それぞれ比較する形で整理をさせていただいていますが、ちょっと時間の関係もございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

あと、参考資料としてつけさせていただいておりますのは、57ページ、参考4といたしまして、前回の60年改正のときのもとなつた報告書をつけさせていただいております。

それから、61ページ、参考5といたしまして、前回の議論の中で世論調査、学術調査という議論が出ました。個人情報保護法の適用除外の規定、この中で報道機関の定義等がなされていますので参考としてつけさせていただいております。それから、先ほどの行政機関個人情報保護法の8条の規定もつけさせていただいております。

次の62ページから個人情報保護条例についての自治体の制定状況、前回、ちょっとご議論が出ましたが、つけさせていただいております。

参考7といたしまして、64ページから熊本市の条例をつけさせていただいております。熊本市の条例につきましては、64ページ、第3条のところで「被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないものにあつては請求を拒むものとする」とした上で、ただし書きで、こういった場合には認める、この限りではないとされています。(2)のところで日本放送協会その他の規則で定める報道機関、(3)で大学その他、規則で定める学術研究機関というような定義がなされております。また(4)で、その他市長が認めた事由に係る請求とされています。

これを受ける形で規則を定めておられまして、66ページに規則もつけさせていただいておりますけれども、報道機関の定義、学術研究機関の定義が置かれておりますが、先ほど見ていただいた個人情報保護法の定義よりはもう少し限定した形になっているのではないかと見られます。

もう一つ、67ページから新宿区の条例をつけさせていただいております。新宿区の条例は、68ページを見ていただきますと、第6条といたしまして、閲覧の場合に請求事由

を明らかにさせるとともに、区長が定める書類を提出するように義務づけております。7条のところでは適正な管理についての規定、それから8条のところでは書き写した紙片等の提示義務、9条で利用方法の確認、10条では是正措置、拒んだ場合には拒否できるという規定を11条で定めておられます。

また、10条の是正措置につきましては、70ページのところでございますが、25条ということで、それに応じなかった場合には5万円以下の過料を処すというような条例となっております。

以上、住民基本台帳関係の論点と参考資料についてのご説明でございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました論点整理（案）につきまして、いろいろご意見をお出しいただきたいと思っております。今日は、それぞれについて結論を出すということではなくて、こういうのが論点だが、ほかにもこういうこともあるのではないかとご意見があれば、それも含めてお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。上から順番にというよりも、どこからでも結構ですので、この点はどうかとか、こういうふうに整理してみてもどうかとか、そういう形でご意見をお出しただくとよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。また、参考資料の趣旨、住民基本台帳の目的等も含め、幾つか資料も出ておりますので、それらについてのご質問等いただいてもよろしいかと思っております。

**【宇賀委員】** 基本的には、ここにありますように、現在の原則として何人でも閲覧できるという規定は当然見直して、むしろ原則としては非公開で、例外的に認めるという方向で考えるべきだろうと思っております。例外を考えるとときなんですが、基本的に重要な視点と思っておりますが、主体で限定するというだけでなく、目的でも限定をかけるべきだろうということです。主体と目的の双方で限定をかけていかないと骨抜きになるのではないかと懸念しております。

行政機関個人情報保護法の資料の紹介が先ほどちょっとありましたけれども、そこでの目的外提供についても、行政機関、あるいは独立行政法人等、地方公共団体といったような公的な主体の場合であっても、そこでは相当な理由のあるときという目的で縛りをかけているわけで、ここで言う相当な理由のあるときについては、国会でもここは不確定概念だということではいろいろな質問が出ましたけれども、政府は、ここで相当の理由のあるときというのは相当絞ったものであって、一般の方がこういう目的ならばと納得できるようなものであるという説明を国会でも当時されていたわけです。したがって、主体と目的の

両方から縛りをかけていくということが重要だろうと思っています。

もし住民基本台帳法の閲覧規定がない場合には、住基情報は、各市区町村の保有している個人情報として個人情報保護条例の規制を受けるわけですが、個人情報保護条例でも、基本的に行政機関個人情報と同じような形で主体と目的との双方で、例外的に目的外提供を認めています。

それから、さらに自治体のほうは国以上にもっと縛りをかけていることが少なくなくて、第三者機関で承認をもらうといったような手続をさらにかけていることもあるんですけども、少なくとも主体と目的の両方で縛りをかけるということと、もう一つ重要だと考えておりますのは、主体と目的の確認ですね。単に主体と目的で限定をかければいいというわけではなくて、ほんとうにその主体なのかどうか、それからほんとうにそういう目的なのかどうかということについての確認の手続も明確に定めておかないと、これまでの例を見ても、濫用が起こることは避けられないと思います。現在でも不当な目的の場合には拒めるわけですが、当然、不当な目的を正直に書くわけではありませんから、そこを確認する手続を定めておかないと骨抜きになってしまうだろうと思います。

以上です。

**【堀部座長】** ありがとうございます。主体と目的、ここではそれぞれのところで分けていますが、それらをあわせて絞るようにしたほうがいいのではないかということで、行政機関個人情報保護法とか自治体の個人情報保護条例を例に挙げられましたが、今の宇賀委員のご発言……。

**【中田委員】** 前回参加をさせていただいたときに、基本的なスタンスというのは申し上げたわけですが、極めてベーシックなことを申し上げれば、住所、氏名、性別、生年月日の4情報というのは法制定時には個人情報という概念はなかったけれども、今や立派な個人情報であるので、そういう意味では、これは何人たりとも請求できると法に書いてあるわけですから、その原則というものを逆に法で全体として改正をすべきだと。すなわち、個々の自治体でそれぞれにいじるというのではなくて、法改正そのものをすべきだというのが基本的スタンスだということは申し上げたわけです。

そのことに立脚をして、今の論点の幾つかについて申し上げさせていただければと思います。まず、ほんとうに利便性というものや正当性を考えた個人情報の理由ということを考えてときに、幾つか論点の中で挙がっていたことについてお答えをすれば、例えば、本人または同一の世帯の者以外の閲覧の請求は認めないとするということについてどのように考え

るかというのがありましたけれども、これなどは本人や同一世帯の者の閲覧は、現状では現場では皆無に近い状態にあります。そういう意味では、こういった点はある意味では論点としてはもう削ってもいいんじゃないかとも思います。

それから、本人からの委任に基づいての閲覧とか、契約の相手方の確認等、正当な利害関係人からの閲覧についてどう考えるかというのがありました。これも本人から委任を受けて閲覧する事例というのは現場ではほとんど見当たりません。契約の相手方の確認等、正当な利害関係人からの閲覧ということについては、これは住民票の写しなどで代替はできるものでありますから、本人からの委任に基づくものでも、情報開示請求以外の場合は閲覧の必要はないと思います。そういう意味では、正当な利用ということ、すなわち住民にとってとか、あるいは利害関係者にとっての正当な利用ということで考えれば、これは住民票のほうで十分に代替できるわけで、閲覧制度そのものをオープンにしておいて、それを見なければ確認できないという状態では現実はないと、まず論点の中で申し上げておきたいと思います。

その上で1つ申し上げれば、先ほど、スタンスは申し上げたとおりで、原則法を公開ではない形に、原則非公開とすべきだと申し上げましたが、逆に、存続させるならどうするかという場合で、これは公務員が職務上の請求として閲覧をする場合というものについては、十分に今でもあり得るだろう。

それから、8つのいわゆる士業の話がありましたけれども、弁護士さんの場合も、これは現実あります。しかし、弁護士以外の残りの7士業については、ほとんどこれも現実ありません。そういう意味では、弁護士さんについてはあり得るでしょう。

それから、世論調査や学術調査、こういった部分については、その後の社会還元のメリットというものは十分にあり得るわけで、公共目的と考えられるわけで、その意味では閲覧をさせるべきだと、やはり入れてもいいんじゃないかと思います。

そういう意味では、閲覧させる対象というのをどういうふうにするかということ、1つ策定する作業というものを、私は進めていくべきではないかと発言を最後に申し上げておきたいと思います。

**【堀部座長】** ありがとうございます。前回、中田委員から、住民基本台帳法が施行されました昭和42年、1967年当時には、個人情報という概念もなかったのではないかという発言がありました。日本で個人情報という言葉を使い出したのは、1970年代の半ばぐらいだったと思います。今でも大きい辞書を見ても、「個人情報」を引いてみても

出てないのがあるぐらいですので、条例や法律でこの言葉を使い出したということで、まだ意識が追いついてないこともあるのではないかと思います。

横浜市のご経験を踏まえて、具体的に論点について指摘していただきました。どのように結論として持っていくかは、もう少しいろいろな方のご意見も踏まえながら議論していきたいと思いますが、そういうことで、論点の絞り方なり項目なり、そういうことで引き続きご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。

【片木委員】 今、論点を羅列していただいて、これも逐次議論していかなきゃいかんと思いますが、私、前回から、もうちょっとさかのぼってといいますか、全体の枠組みをどう考えていったらいいのかなということを考えていまして、参考資料も出していただいたんですが、今日、配っていただいたOECDの8原則、特に目的明確化の原則という、この参考3の大きな資料の左の上ですけれども、OECDの8原則で、結局、個人情報保護は最優先だと、前回、私もそれを前提に出発すべきだと申し上げたんですが、その原則からいって、ここに、OECD8原則の目的明確化の原則というのを重視すべきじゃないかと。OECD8原則の流れで、個人情報保護法もできてきているという流れもありますし、大事な原則じゃないかと。その原則というのは、そこに書いてありますように、収集目的を明確にすると。何のために住民基本台帳ということで、行政機関が個人情報を集めているんだと。そして、利用を、その目的に合致するように使いなさいというのがOECDの原則だと思うんですね。

それから、今、住民基本台帳法を考えた場合に、ご説明があつて、今日の資料の54ページの参考1ですね。住民基本台帳法の目的第1条を出していただいたわけですが、確かに住民の利便を増進するという目的、抽象的に書いてありますが、その前段に、その目的を達成、まあ、目的2つあるわけですね。住民の利便を増進するのと、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するという、2つ分けて書いてあるんですが、それ、抽象的だと。それの中に、その目的を達成することも含めて1条に書いてあつて、3つ書いてありますね、読むと。

1つが、居住関係の公証の話ですね。これは言うまでもないと思います。それから、届け出の簡素化を図る。3つ目に、住民に関する記録を正確かつ統一的にやる住民基本台帳の制度を定めてと、こう3つですね。

この目的の中に、先ほどから出ている世論調査とか学術調査とかというのはほんとうは含まれているのかどうかと。もちろん現行法ではある程度認められた運用がされているんです

けれども、その解釈が、さっき、中田市長が言われたように、時代の変遷で、今も通用するのかどうかというところもちょっと考えていただく必要があるんじゃないかと。

特に、下にあります説明の住民の居住関係の公証、これは意味を書いてあるわけですね、法律でどういう意味かと。その下に、住民の利便の増進という法律の、今の目的規定の解釈を書いてあるんだと思うんですけども、その中に、「住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とする」。それから、取引の相手方の確認とか同居の家族の確認とか、そういうことも要るでしょうと。それ、確かに住民の利便の増進だと思うんですね。だから、さっき、オプトイン、オプトアウトの話がありましたけれども、本人が望むなら、それは確かに、住民の利便でしょうと。しかし、ここに、解釈の中に、「世論調査等に役立つ」というのも住民の利便の増進だと、こういう解釈、読むんでしょうかね、これ。と書いてあるんですが、それはちょっと、もう時代の変遷で、大分疑わしくなっているんじゃないかと。いや、これは議論していただいたらいいと思うんですが、そう考えますと、そこを少し明確にしないと、OECDの8原則にのっとった法律にならないんじゃないかと。議論して、明確にした上で、法律で規定するというふうにしなないと。という論点を考えたいなど、こう思っています。

**【堀部座長】** ありがとうございます。OECD理事会勧告の8原則といたしますのは、1980年9月23日にOECDの理事会で採択されたものです。当時、日本としてもどうかかわるのかということで、政府からもいろいろ意見を求められたりして、議論をしたこともあります。

住民基本台帳法は1967年ですので、その後、国際的なスタンダードとしてこういうものが明確に出てきまして、日本においても、その後の議論、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律によって、全面的にとってかわられました昭和63年、1988年の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（この検討にもかわりましたけれども）について、OECDの8原則を踏まえて議論し、それらの原則を入れるようにしました。

現在の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、条例もOECDの8原則を検討しながら、特に80年代に入ってからのは、それにのっとって規定したりもしています。そういう観点から、この住民基本台帳の閲覧制度等について見直すということもあると思います。そういう論点をどういうふうに入れるかということもありますが、この住民基本台帳法の解釈にかかわるところがありましたので、望月課長か山口企画官から何かごさい

ましたら、お願いします。

【山口住民台帳企画官】 今、片木委員、それから、堀部座長からお話がありました点について、ご説明をさせていただきます。

住民基本台帳法には閲覧制度、写しの交付制度がございますが、この目的はやはり1条から説明することになるかと思えます。

参考1、54ページとの関係で見ますと、そもそも居住関係の公証ということで、住民基本台帳法、あるいは住民登録法ができたときに、どういうことを想定したかといいますと、戸籍制度とも関連するわけがございますけれども、公の役所が居住関係、居住関係の中には、住所もあれば世帯構成等も含めて、それを公のところが管理をして、特に行政の合理化との関係でいうと、54ページの下のほうに、第2条、第3条というのもつけさせていただいていますが、市町村のいろんな届け出を簡素化していこう。いろいろな届け出をさせるのではなくて、その情報をまずは市町村で共有することにしよう。さらに言うと、市町村の住民であるということがベースになって、都道府県も住民税とかの事務もございます。警察の事務もございます。それから、国も、国民年金とかそういう事務もございませう。そういう意味で、住民基本台帳を国、地方を含めた行政の基本的な情報として位置づけていこうということが、住民の居住関係を公証する制度の1つの大きな目的だということとは明らかだと考えております。

同時に、行政だけではなくて、一番わかりやすいのは、居住関係の公証の説明に書いてございますが、住民の方がご自分のもの、それから、同一世帯の方、例えば、世帯構成がどうなっているかと、職場に出すこともございます。そういう意味で、本人あるいは同一世帯の方が自分の住民票の写しをとること、これは非常に住民の利便の増進に当たるということで、そもそもの立法の目的が非常にクリアに説明できるのではないかなと考えております。

ただ、当初は、戸籍法にも謄抄本の交付とあわせて閲覧の規定がございました。戸籍法は51年の改正により閲覧制度はなくなっておりますし、住民基本台帳も、先ほどの中田委員のお話にもございましたとおり、かなりの部分、特定されている部分については、住民票の写しのほうで、実態としてはほぼ運用されていることになるとかと思えます。一方で、先ほど、片木委員のお話もございました世論調査とか学術調査、こういったものについてどう考えるかということは、必ずしも住民票の写しの交付ほど目的がクリアではないということになるとかと思えます。

ただ、これにつきましては、参考資料でつけさせていただきました57ページ、60年改正のときの研究会の報告書を参照していただきますと、「⑤住民の利便等（例、取引の相手方の確認、同居の家族の確認、世論調査等）」と、こう書いてございます。

まず、取引の相手方の確認については、例えば、今回の住民票の写しについての調査結果からみても、取引の相手先の方がどこに実在されていらっしゃるのか、そういったことを確認するという意味で、本人だけではなくて、第三者の方も、正当な利害関係を持っていらっしゃる方は、やはり確認する必要があるといえます。また、先ほど、中田委員のお話にもございましたが、弁護士さんであったり、あるいは司法書士であったり行政書士の方であったり、そういった代理行為をされていらっしゃる方もおられて、そういう意味で公証制度が有効に機能しているということは、この「取引の相手方の確認」というところから説明できるのかなと考えております。

もう一つ、「世論調査等」とこうなっているわけですが、先ほど、戸籍制度のほうは閲覧制度を廃止したのに対して、60年改正で廃止されなかった理由といたしまして、住民基本台帳の閲覧制度はかなり広く当時から使われておりまして、それが世論調査であったり、学術調査であったり、そういったものについては、結果的に社会に還元されて、広い意味で住民の方々の利便の増進に役立つだろうということで、少なくとも60年改正のときも、世論調査、学術調査については極めてクリアに、それは認めてもいいのではないだろうかという議論があったように承知をいたしております。

ただ、当時から、市場調査であったり、ダイレクトメールについては、かなりグレーな部分があったということではないかと考えております。

**【堀部座長】**      ありがとうございます。

**【佐野委員】**      一番最初にご説明があったように、この1ページのところでも、閲覧の請求件数で、請求者別内訳で一番多いのが、何とダイレクトメール業者62.2%、これは全く目的に反しているし、それに、これではたった4情報といえども、情報がガラス張りになっていると言わざるを得ないような状況であると思います。個人情報保護法の観点から、やはり矛盾していると。先ほど申したように、やはり本人に確認するとか、本人の同意を得るということから考えると、私の情報は閲覧してもいいとか、調査に協力するという、そういう人たちの何らかの名簿をつくって、それは別に閲覧させるということで、あくまで原則的には非公開。本人が公開していいと言うならば、今までの議論からもう少し、一歩進むのかなと私はそういうふうには考えています。学術調査、世論調査が公益か公益



でないかというのは非常に難しいことであって、私は学術調査といえども、もしかしたら、その後ろには企業が実は提供しているものがあるとか、いろいろなことが考えられますので、やっぱり原則非公開にして、協力できるという人だけを募る。別な名簿をつくるということになると思いますが、そういう形のほうがはっきりするのではないかと思います。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

論点として、そういうものを入れるべきだというご意見なのでしょうか。今日の段階でどうするかという結論を出すわけではありませんので、そういうご意見だということで検討します。

次回、次々回とヒアリングも予定しているということですので、また、そこで実際に使っている側から、どういう意味があるのかということなども出てくるかと思えますけれども、今のような論点があるということをごどのように入れるか、後で事務局とも相談させていただきますが、そういうことだと理解させていただきます。

ほかにかがでしょうか。

**【稲葉委員】** 私も、1つ、目的規定の見直しというのはやっぱり必要ではないか。現行のような規定の仕方では、原則は開示しないといいですか、公開しないとすることで、例外を設けるといことになりますと、もっとクリアな目的規定というのは、例外との関係で必要ではないかと思えます。

それから、2点目は、例外を認めるに当たりまして、厳格にその必要性をチェックする、検討するという必要があるのではないか。要するに、他の手段が、若干劣るにしても、代替するものがないかどうかというようなことも十分検討した上で、どうしても必要であるものを例外として残すということですね。

3点目は、これまで論点に出ていないところなんですけれども、例外を認める際に、どこまで法律でもって書き込むかといいますか、要するに、全国的な統一基準というものを、法律に定めるというのはそういうことになりますので、どういう形で示すかという、これは各自治体の条例等で規定するというのも当然あり得るわけですので、それとの関係で考える必要がある論点であると思っております。

ただ、私、住民基本台帳制度自身が法律上の制度でありまして、その中でまた例外を設けるということですので、相当程度法律に書き込むべきであるとは私自身思っておりますけれども、この論点整理の中の論点として出てきておりませんので、問題提起ということにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

ここでは、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方ということで議論はしておりますが、ただいまの稲葉委員のご発言ですと、目的規定の見直しをはじめ、住民基本台帳法の目的規定等の改正も含めてということではないかと思いますが、どういう形で論点に入れるか、これも後でまた事務局と相談させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょう。

【森本委員】 論点ということで、ちょっと私が気になったことがあります。

1つは、個人情報保護に関する法律の第1条には、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利、利益を保護することを目的とするということで、個人情報の有用性、これはやはり経済的な有用性はだめと言っている意味でもないと思うんですね。公共のための世論調査とか調査はいいんだと。しかし、経済性はだめというわけでもなくて、個人情報一般的に、経済的にも有用的なものであるということを経済性を認めた上での法律だろうと。これと、今までご議論になっているプライバシーの問題、これ、オプトイン、オプトアウトに最後通じるとは思いますけれども、そことの関係をやはり明らかにすべきだろうというのが1つ。

それから、論点の50ページ、ダイレクトメールについてどう考えるべきかということなんですけれども、これ、ここでおっしゃっているダイレクトメールというのは、あくまでも正しい手続によって閲覧して得たリストに基づいて出すメールということでもいいんですよね、ここで言っているのはあくまでも。適法なものだと。

【山口住民台帳企画官】 はい。

【森本委員】 わかりました。だから、そういうプロセスというか、形式的なものもあるでしょうし、このダイレクトメールの内容によっては、必ずしも民間だけがやっているわけじゃないと思いますし、営利行為だけを目的に、もちろん営利行為も若干入ったりしても、でもないと思います。そうすると、やっぱり主体がどこかとか、内容とか、かなり出てくるんじゃないかと思うんですね。ですから、あながちダイレクトメール全部だめとかいう議論にもならないだろうということで、この実態はかなりヒアリングしたほうがいいと思うんです。

それで、3つ目、後でヒアリングのお話あると思うんですけれども、順番にぱっと見たところ、ヒアリングの実施についてというところでさっと見ると、いわゆる住民基本台帳の閲覧によって経済行為を行っているところの団体がいないんですね。そうすると、ちょっ

とやっぱり、今申し上げた第2点目の点が不確かになるんじゃないかということで、だから、これ、論点に入るのか、ヒアリングのところに入るのかよくわかりませんが、以上、意見を3つ申し上げました。

【堀部座長】 ありがとうございます。

第1点の個人情報保護法では、第1条の目的規定で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとなっています。そうすると、そういう個人情報保護法の目的と住民基本台帳法の目的とがどうかかわるのかということもあろうかと思います。これも、また事務局と相談して、どういうふうにするか考えさせていただきます。

2点目のダイレクトメールというのは、正当な営業行為としてのことでここでは言っているのではないかと思います、そういう理解でよろしいわけですね。

3点目のヒアリングにつきましては、事務局のほうでまた、どこにお願いするかということを含めて、ご検討いただきたいと思います。

【宇賀委員】 今の1点目なんですけれども、個人情報保護法第4章以下は、民間部門の個人情報取扱事業者の義務等を定めたもので、個人情報取扱事業者に当たるものが、自分が保有している個人情報をどう扱うとか、取得するときどういうことを考えなければいけないかということを決めていますよね。今、この住民基本台帳法の閲覧で問題になるのは、公的な主体、自治体が、どの範囲で、その保有する個人情報を提供するかどうかということです。住民基本台帳法には届出義務があるわけで、届け出なければ罰則の規定もあるわけですね。そういう罰則で担保して、住民から間接的に強制して取得した、そういう情報をどこまで目的外に出すかという問題です。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法と3つあるわけなんですけれども、何を一番参考にすべきかとなると、公的な機関が保有しているものを、どこまで目的外に提供するかということですから、個人情報保護法よりは行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、こちらを参考に考えていくべきだろうと思います。

行政機関個人情報保護法の目的は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するということです。そこでは、行政活動にとっての利便性ということは考慮しつつ、しかし、究極的には個人の権利、利益の保護が、これが重要ですよということですから、そういう観点から考えていただければなと思うんですが。

【堀部座長】 個人情報保護法の民間の個人情報取扱事業者を対象とするよりは、行政

機関・独立行政法人等個人情報保護法を対象にして議論すべきと、こういうご指摘です。このあたりも、論点としてどう入れるかというのはありますが、今後、また、そういうあたりも念頭に置きながらご議論していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今日は、論点整理（案）ということで、いろいろなご意見をいただきました。事務局と相談しながら、論点整理そのものもどうするか検討させていただきたいと思いますが、ほかに、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する論点整理という点ではいかがでしょうか。

ほかにないようでしたら、もう一つ、選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する論点整理（案）がありますので、これについて事務局からご説明をお願いして、それに関するご意見をいただきますが、後であわせて、時間がありましたら、ただいまの住民基本台帳につきましても再びご意見をいただければと思います。

それでは、出口補佐、お願いいたします。

【出口課長補佐】 それでは、選挙人名簿の閲覧制度に関する論点整理（案）につきましてご説明いたします。資料5 1ページ、資料4をご覧くださいければと思います。

資料4のうち1から3までにつきましては、選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方を検討するに当たりまして、そもそも現行の制度やその運用をどのように評価し、どのような視点から見直しを行うのかということに関して整理した論点でございます。

論点の第1は、現行の選挙人名簿の抄本の閲覧制度に問題はあるかということでございまして、前回の検討会におきまして、選挙人名簿の抄本の閲覧制度が認められる場合は、選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認する場合、候補者等が選挙運動又は政治活動を行うために閲覧する場合、公共目的の世論調査のために閲覧する場合であるご説明申し上げ、また、本日の実態調査の結果から、そのような運用がなされているといったことが明らかになっているのではないかと思います。このような制度の趣旨ですとか運用の実態を踏まえまして、現行制度をどのように評価をするのかということが、まず第1点目であろうかと思っております。

次に、2にございますように、現時点で現行制度が適切であると仮に評価をいたしましても、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を制限することになりますれば、選挙人名簿の抄本の閲覧件数が増加することも予想されます。そのような場合であっても、現行制度は不当な閲覧を排除するために十分な制度となっているのかどうか、こういうことが論

点になろうかと考えております。

また、3にございますように、制度として不当な閲覧を排除することができるようになっていたとしても、市町村の選挙管理委員会の事務がいたずらに増加し、実務上問題が生じないかといったことも論点として考えられるのではないかと思います。

次に、資料のうち4から8までにつきましては、選挙人名簿の閲覧制度を具体的にどのように見直すのかということに関する論点でございます。

まずは、4にございますように、選挙人名簿の正確性を確保するために閲覧制度を存続させる必要があるかどうかということでございます。全国市区選挙管理委員会連合会からは、選挙人名簿を正確ならしめるための閲覧自体が不要といった見解が示されておりますし、調査結果にありましたように、選挙人名簿の正確性確保に直接資する閲覧、すなわち、本人などからの申し立てによる閲覧は閲覧許可件数全体の約4%となっているところでございます。

次に、5にございますように、現在認められている公職の候補者、政党及び政治団体が選挙運動・政治活動目的で行う閲覧ですとか、報道機関、学術機関が政治・選挙に関する世論調査・学術調査の目的で行う閲覧を今後も認めるかどうかといったことが論点になろうかと思っております。

これらの閲覧につきましては、選挙人名簿の正確性確保に資するとは言いがたい側面もございますが、事柄の性質上、選挙人名簿により選挙人を把握することに合理性、必要性が認められることに加えまして、間接的に選挙人名簿の正確性確保に資する面もあるとして、現在、閲覧が認められているところでございますし、また、調査結果におきましても、このような目的による閲覧が閲覧件数全体の大部分を占めておりますので、それを踏まえて、どのようにこういう閲覧を評価するかという問題があろうかと思っております。

その次に、このような目的による閲覧が必要であるとしても、選挙人名簿は住民基本台帳に基づいて調製されておりますので、住民基本台帳の閲覧によりまして、その目的を果たすことができるのではないかと、そういう場合もあるのではないかとということについてご議論いただく必要があろうかと思っております。

また、7にございますように、選挙人名簿の正確性を確保するための閲覧は必要ないという結論に立った上で、選挙運動・政治活動目的で行う閲覧ですとか、世論調査・学術調査の目的で行う閲覧に限って存続するとした場合に、どのような趣旨によって、これらの閲覧を認めるかといったことが論点になろうかと思っております。

また、現在の選挙人名簿の抄本の閲覧は、選挙人名簿の正確性を確保するために行うものでございまして、特定の者のために行うものではないということにしておりますので、閲覧手数料を取ることはできないということになっております。しかしながら、選挙人名簿の正確性確保以外の趣旨によって閲覧を認めるということといたしました場合には、手数料を徴収することも考えられますが、そのことをどのように考えるかといったことも論点になろうかと思っております。

また、8にございますように、選挙運動・政治活動目的で行う閲覧ですとか世論調査・学術調査の目的で行う閲覧を認めることとする場合に、その主体として政治団体ですとか報道機関、学術機関といったようなものを法令上規定したり、また、政治活動を目的とすると法令上規定するだけでは、その概念が不明確になるといった見解もございます。主体や目的に法令上何らかの限定をつけることによりまして、不当な閲覧を排除することができるかどうかといった論点もあろうかと思えます。

資料のうち、9及び10は、個人情報への不正な取得及び知り得た情報の不正利用を防止するため罰則等を置く必要があるかどうかといった論点でございます。

9においては、「偽りその他不正の手段によって選挙人名簿の抄本を閲覧した者に対して、罰則等何らかの制裁措置が必要ではないか」、10においては、「選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た情報を不正に利用した者に対して、罰則等何らかの制裁措置が必要ではないか」を論点として挙げております。なお、現在、公職選挙法上におきましては、これらの行為についての罰則はございません。

最後に11は、選挙人名簿の抄本の閲覧ではなく、適当な便宜の供与に関する論点でございます。調査結果にございましたように、全市町村の4分の1の団体におきまして、選挙人名簿の抄本を謄写することが可能でございます。今後は、選挙人名簿のコピーを認めないこととしてよいか、それとも、手書きによる情報の転記を認めるのであれば、コピーと差異がないのではないかと、こういったことが論点になろうかと思えます。

以上、資料4につきましてご説明いたしました。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

先ほどの住民基本台帳の場合と同じように、論点整理ですので、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についての論点として、このようなことでよろしいかどうか、ご意見をお出しただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【城本委員】** すみません、ちょっと意味がよくわからないところがあるのでお聞きし

たいんですけれども、論点として挙げてあるんですが、例えば、2の、要するに、これ、住民基本台帳の制限をした場合に、どういうことをこれはおっしゃりたいのか。

それから、これは意味はわかるんですが、選挙管理委員会の事務負担がいたずらに増加することにならないかというのは、そういうことはあるかもしれませんが、ここで制度のあり方を議論するということからすると、論点というのにはあまりしっくりこないのではないかなという気がするんですよね。実務的に問題が生じるか生じないか、制度のあり方をまず議論した上で、付随して起こることなので、議論することはいいと思いますけれども。

それでいうと、9と10も、これは、別に制度を変えなくても、現行でも不正な利用があった場合には、何らかの措置はやったほうがいいのではないかと私は思うんですが、つまり、制度をどうするかということとはまた別な次元の問題ではないかなという気がします。論点として、あってはいいと思いますけれども。

それで、2のところの意味合いがよくわからないので、教えてくださいませんか。

【出口課長補佐】 現行の選挙人名簿の閲覧につきましては、営利目的でこれを求めようという方はほとんどおられないというのが実態なのでございますが、住民基本台帳の閲覧が認められる条件を厳しくするにしがいて、本来の選挙人名簿の閲覧として認められている閲覧目的に名をかりて、営利目的による閲覧をしようとしているような例があるのではないかとこの声が上がっているところでございます。

そういう意味でいいますと、現在、選挙人名簿の閲覧に関する規定については、誰が閲覧するのですとか、どのような目的であれば閲覧できるという規定が、それほど明確にあるわけではございませんので、仮にそのような、営利を本来の目的としつつ、これまで認められてきたものに名をかりた閲覧をしようとする者を排除するためには、何らかの手だてが必要ではないかといったようなご意見もあろうかと思っておりますので、そういうご意見をどのように考えていくのかということが1つあるのではないかとこのことでございます。

現行の制度自体がそもそもどうかということとともに、選挙人名簿はあくまで住民基本台帳と情報も共有していますし、代替し得るような側面もあろうということですので、そういうふうに住民基本台帳と連動している範囲において、選挙人名簿も見直しが必要だと考えるのか、現行の選挙人名簿の制度のあり方がそもそもおかしいと考えるのか、それによって少し議論が違ってくるかと思ひまして、それぞれ別にさせていただきましたが、あまり大きな差異がないということであれば、これ、制度としてどう評価するのかということでお





つくられるというようなことで、現在、必ずしも閲覧制度がなくても、選挙人名簿の正確性というのは十分確保できるんだという観点が1つございます。

それから、もう一つ、先ほど、目的の明確化というようなこと、ちょっと論点がありましたけれども、その辺のところから申しまして、公職選挙法第29条では、選挙人名簿の正確性を確保するための閲覧なんだということになっておりますから、実際に、じゃあ、個人の方々が選挙人名簿の登録の有無について閲覧している件数がどのぐらいあるのか。先ほど、ちょっと出口さんからもご紹介ありましたけれども、ほとんどないんですね。というようなことからしますと、選挙人名簿に対する閲覧制度の目的というのは一応達せられたのではないかなというようなことで、選挙管理委員会の連合会としては、この閲覧制度というのは廃止すべきだという要望を出しております。

そんなことも一応理解した上で、かといって、それじゃあ、すべてシャットアウトしちゃっていいのかどうかということになると、現在、世論調査ですか学術調査で、選挙人名簿を利用しているという状況もございます。じゃあ、世論調査とか学術調査については、一応肯定するんだよというようなことになった場合に、先ほどもちょっと出ていましたけれども、世論調査というと、すべてのものの範疇が入ってきちゃう。それから、学術調査ということであっても、言ってみれば、ほとんどのものが範疇に入ってきちゃうというようなことで、歯どめがなくなってしまうというのが現状なんですね。だから、その辺のところを特によく検討した上でというようなことを申し上げておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

**【労網委員】** 今、大体言われたんですけれども、住民基本台帳は手数料を取っていますし、選挙人名簿は選挙の公益性を考えまして手数料を取ってないということで、住民基本台帳のほうがやかましく、厳しくなってくると、やはり手数料を取ってない選挙人名簿のほうにいくんじゃないかなと思っております。

また、一応、住民基本台帳も電算化され、そこから調整して、選挙人名簿を作成していますので、性格的には大体似たようなものだとは思っていますけれども、そういう中で、やはり選挙人名簿のこれは一応なくして、あくまでも住民基本台帳を重点的に置きまして、そっちのほうを厳しくやって、2つあるというのは、どうしても緩いほうに逃げますので、そっちのほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったので、意見を述べさせていただきます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。閲覧制度をどうするかというのは、後でいろいろ議論していただくことにします。ご意見としてはわかりました。論点整理もそういう

立場に立つ場合と、そうでない立場で整理する場合とあるかと思いますが、いろいろな議論をしていただくという観点から言いますと、今、11項目挙がっていますが、こういうことでよろしいでしょうか。ほかに何かつけ加える、そもそも閲覧制度を廃止すべきかというようなことも入れたほうがよろしいということにもなるのですか。

【労網委員】 これは、あくまでも住民基本台帳の会議ですので……。

【堀部座長】 はい、わかりました。また、このあたり、どう考えるか、公の個人情報の集合体みたいなものを全く閉じていいのかどうかとか、いろいろ議論が今後も出てくると思いますので、そうしたことも含めて、論点整理としては、とりあえず、こういう11項目でよろしいでしょうか。

【小牧委員】 先ほども申し上げたんですが、閲覧制度の廃止ということも含めて、検討いただければと思いますけれども、よろしくお願いします。

【堀部座長】 入れておくべきだと、こういうことですね。それでは、これも事務局と相談させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

【中田委員】 今回の議論の中での感想と申しますか、論点という意味で申し上げるんですけども、閲覧制度の廃止ということも論点になり得るし、一方では、住民基本台帳と連動して考えるべきかというのも論点になり得ると思うんですね。今、話に出ていたように、住民基本台帳のほうが厳しくなれば、こっちに逃げ込むという話になっても、それは問題でありますし、例えば、学術調査とか世論調査ということを見ると、これは逆に言うと、選挙人名簿に本当は近い対象でいいわけですよ。すなわち、子供まで、乳飲み子まで載っている名簿を必要としないケースが多いし、仮に子供のデータを学術的にとるというような議論があった場合にしても、それは親が同意をしなければならないという、そういう状態だと思いますね。

そういう意味では、廃止という議論もあり得るし、一方では、住民基本台帳についてどうするかということとあわせて、選挙人名簿についても考えるかというような、これ、両方あり得ると思うんですけどね。

【堀部座長】 ありがとうございます。

【城本委員】 今、中田委員のお話で、私もちょっと正確に記憶はしていませんけれども、世論調査をやる場合に、未成年者を対象にする調査というのも結構あるんですね。政治関係とか、もちろんそういうのは有権者でありますけれども、それ以外のものは、乳

飲み子は別として、未成年を対象とした調査というのは、いろんな意識調査で結構ありますので、そこはちょっと1点申し上げておきたいと思います。

【堀部座長】　　そういうご意見もあろうかと思えます。ヒアリング等でいろいろ出てくるかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

それでは、選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する論点整理も、事務局と相談させていただきまして、今日出していただきました意見も踏まえて整理をしてみたいと思います。どうもありがとうございました。

本日本定しましたのは以上でありますけれども、望月課長のほうから何かございますか。山口企画官、どうぞ。

【山口住民台帳企画官】　　ヒアリングの実施につきまして、ちょっとご説明等をさせていただきたいと存じます。

先ほど、森本委員からヒアリングについてのご意見も賜りました。前回の検討会でも、利用者のヒアリングをしっかりと実施すべきだというご意見もちょうだいいたしております。資料でいいますと、52ページ、資料5でございます。

前回のスケジュールでいいますと、ヒアリングは1日だけということで、前回ご説明していたのですが、できるだけ多くのご意見を伺ったほうがいいかということで、座長ともご相談の上、日程は2日間とらせていただければと考えています。

事務局のほうで考えました候補団体としては、52ページでございますけれども、財団法人日本世論調査協会、こちらは60年の法改正の際にも要望書を提出いただいております。前回の検討会でも世論調査というのは出ておりましたので、ヒアリング対象とさせていただいたらどうかと考えています。

それから、2つ目の日本社会学会等の学会でございますが、こちらはおそらく各委員の方々にも直接要望書が送付されているのではないかと存じます。先日、6月17日に座長のほうに、日本社会学会の会長が代表となって要望書を提出されておられます。60年改正のときにも同種の要望を出されておりますということで、こちらについてもぜひ対象とさせていただいたらどうかと考えております。

それから、マーケティング・リサーチ協会、こちらにも60年改正のときにも要望を出されておられます。ということで、対象としたらどうかと考えております。

それから、日本商工会議所につきましては、今回の調査結果を見ましても、例えば、中小の企業と思われる団体等も含めて、閲覧等を利用されている事業者の方も結構多いので

はないかということが推測されます。そういう意味で、商工会議所から、企業者という立場からご意見をちょうだいしたらどうかということで、対象とさせていただいたらどうかと考えております。

日本弁護士連合会につきましては、弁護士ということだと、職務上請求という点もございませうけれども、60年改正の際にも、公開制度についてどう考えるかという観点からご意見をちょうだいしております、そういう観点から、弁護士連合会につきましても、閲覧制度のあり方等についてご意見をいただいたらどうかということで、対象にさせていただいたらどうかと考えております。

全国消費者団体連絡会につきましては、消費者団体という形で、主婦連の佐野委員には委員に入らせていただいているわけがございますけれども、消費者団体という立場から、ご意見をちょうだいしたらどうかということで考えております。

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスにつきましては、閲覧制度について詳細な調査を実施されて、それを踏まえた問題点の指摘なり、あるいは法改正の要望等をちょうだいいたしております。ということで、ヒアリングの対象にさせていただいたらどうかと考えております。

それから、熊本市につきましては、自治体でございますが、昨年の6月に条例をつくられて、8月から施行されておまして、その運用状況等も含めてご意見を伺ったらどうかということで、対象とさせていただいております。

先ほど、森本委員から、ダイレクトメールについて、特に入っていないんじゃないかというご指摘がございまして、その点については、現段階ではリストには入っていないんですが、座長ともご相談させていただければなと考えております。

次の53ページ、ヒアリング項目については、閲覧制度を利用している団体については、その利用状況等について、あるいは個人情報の管理体制等について、まず伺わせていただくというのが1つ、柱になろうかと思っております。すべての団体につきまして、まさに今回の検討会の対象となっている制度について、ご意見を賜ったらどうかということで考えております。

日程的には、事前に各委員の先生方には日程調整をさせていただきましたけれども、かなりタイトな日程で恐縮でございますが、7月4日と13日のこの2日間という形で調整をさせていただければなと考えております。

最後に、4のところ、住民基本台帳と選挙人名簿について、世論調査、学術調査につ

いては、選挙人名簿も利用されていらっしゃるということになるわけでございますけれども、特に選挙人名簿のほうは、政党あるいは候補者の方も利用されておられます。そういう観点から、その取り扱いをどうするかという問題について、別途、政党からのヒアリングについては、この日程とは別に検討させていただいたらどうかと考えております。

以上でございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ヒアリングで、それぞれご意見を伺い、また、こちらからも質問をする中で、今日の論点整理などをどのように考えるかということで、さらに議論が深まるかと思えます。森本委員から出されました点につきましては、事務局と相談の上、どこにお願いするのがいいのかを含めて、また、森本委員にもご相談させていただいて検討させていただきたいと思えます。

この種のヒアリングをするときに、メディア関係はどうかということがありますが、今回、メディア関係の方も委員に入られていますので、適宜また、いろいろご意見を伺わせていただければと思えます。先ほど、城本委員からも出ておりますので、そういう観点から、議論の中でいろいろ述べていただければと思えます。

それでは、前回も今井副大臣にはご発言いただきましたが、今日の議論を踏まえまして、お願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

**【今井副大臣】** プライバシーの問題に対する考え方が時代とともに変遷しているというのがすごくよく、かなりのスピードで変わりつつあるのかな。あと10年後、このプライバシーの問題も含めて、どういうことになるのかなということを考えてみますと、どうなっちゃうのかわからないというのが率直な感じでございます。

ただ、何といたしまして、人権とかプライバシーの問題というのは基本的な課題でございますので、それらも考慮しながら、ぜひこの問題につきましても幅広くご意見をいただければと思っています。よろしくお願いたします。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

**【望月市町村課長】** 次回でございますが、7月4日の15時から開催させていただこうと考えております。場所につきましては、基本的にはこちらでいたしたいと考えております。また調整して、ご連絡申し上げます。

ヒアリングにつきましては、先ほど、山口から申しあげました団体につきましては、ご

了解をいただいたということで、私どもから事務的に連絡をさせていただきます。

それから、ご発言のございました関係につきましては、座長とまたご相談の上、至急、皆様方にまたご連絡をいたしたいと思います。

2日間の1日目が4日でございますが、1日目、2日目をどのようにするかは、団体のご都合もございますので、また決まり次第、至急ご連絡申し上げます。

以上です。

**【堀部座長】**      ありがとうございました。

ほかに、何かご発言ありますでしょうか。

特にないようですので、第2回の検討会は以上で終わらせていただきます。長時間にわたりました、どうもありがとうございました。